

○御嵩町林業就業移住支援金交付要綱

令和3年3月19日

訓令甲第6号

改正 令和3年8月2日訓令甲第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少社会においても地域が活力を保ち続けるために、御嵩町（以下「町」という。）への移住・定住の促進及び「将来の林業を支える人を呼び込む」ことを目指すため、岐阜県と共同して行う岐阜県林業就業移住支援事業において、岐阜県東京圏からの移住支援事業に該当しない者が県外から町に移住して林業に就業した場合、予算の範囲内において林業就業移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、御嵩町補助金交付規則（平成5年規則第4号）及び岐阜県林業就業移住支援事業実施要領（令和2年8月11日森第379号岐阜県林政部長通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（令3訓令甲30・一部改正）

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 岐阜県東京圏からの移住支援事業 東京23区内（在住又は通勤者）から岐阜県へ移住し、岐阜県が指定した中小企業等への求人に応募し就業した方、専門人材として県内企業に就業した方、テレワークで就業継続した方、市町村の関係人口として認められた方又は社会的事業分野で起業した方に対して、移住支援金（単身者：60万円、世帯者：100万円）を支給する事業をいう。
- (2) 支援金 第4条に規定する交付対象者要件を満たす者が県外から町への移住に要する費用に対して支給するものをいう。

（令3訓令甲30・一部改正）

(交付金額)

第3条 支援金の金額は、次に掲げる各号の区分に応じた額とする。

- (1) 単身世帯の場合 60万円
- (2) 複数人世帯の場合 100万円

(交付対象者)

第4条 支援金の対象となる者は、次条の規定に基づき支援金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）であって、単身の申請をする場合にあつては第1号及び第2号の要件を満たし、世帯の申請をする場合にあつては第3号の要件を併せて満たす申請者とする。

(1) 移住等に関する要件

ア 重複支給に関する要件として岐阜県東京圏からの移住支援事業に該当しないこと。

イ 移住先に関する要件として次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 令和3年4月以降に県外から町へ転入したこと。ただし、第2号アに規定する林業事業体への就業が令和3年4月の場合のみ、令和3年3月中

の転入を認める。

(イ) 支援金の申請時において、転入の届出後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 支援金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 御嵩町暴力団排除条例（平成24年条例第19号）に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有していないこと。

(イ) 日本国籍を有すること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他町長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(エ) 地域住民との親睦を図り、自治活動に参加するために、自治会に加入していること。

(オ) 申請時において、御嵩町に町税等（御嵩町徴収職員取扱規則（平成20年規則第47号）第2条に規定する町税等をいう。）の滞納がないこと。

(2) 就職に関する要件として次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 就業先が、公益社団法人岐阜県森林公社に設置されている「森のジョブステーションぎふ」において求人登録されている林業事業体（以下「支援金対象法人」という。）であること。

イ 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づいて支援金対象法人に就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

ウ 上記アの求人への応募日が、「森のジョブステーションぎふ」において求人が掲載された日以降であること。

エ 支援金対象法人に、移住支給金の申請日から3年以上継続して勤務する意思を有していること。

オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 世帯に関する要件として次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員（以下「世帯員」という。）が、移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 世帯員がいずれも、令和3年4月1日以降に転入したこと。ただし、支援金対象法人への就業が令和3年4月の場合のみ、令和3年3月中の転入を認める。

エ 世帯員がいずれも、支援金の申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

オ 世帯員がいずれも、自治会に加入していること。

カ 申請時において、御嵩町で世帯全員に町税等の滞納がないこと。

キ 世帯員がいずれも、御嵩町暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有していないこと。

(令3訓令甲30・一部改正)

(支援金の交付申請)

第5条 申請者は、林業就業移住支援金交付申請書(別記様式第1号)、定住等に係る誓約書(別記様式第2号)、町税等の納付状況及び住民基本台帳の確認同意書(別記様式第3号)、就業証明書(別記様式第4号)及び本人確認書類に加え、第3条第1号の申請をする場合は、前条第1号及び第2号の要件に該当することを証する書類を、第3条第2号の申請をする場合は、併せて前条第3号の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

(支援金の交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、速やかに林業就業移住支援金交付(不交付)決定通知書(別記様式第5号)により、当該申請者に通知するものとする。

(支援金の交付請求)

第7条 前条の規定により交付決定の通知を受けた申請者は、林業就業移住支援金交付請求書(別記様式第6号)により、町長に支援金を請求するものとする。

(報告及び立入調査)

第8条 町長は、林業就業移住支援事業の実施状況が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、林業就業移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(支援金の返還請求)

第9条 町長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、支援金の全額の返還を請求するものとする。ただし、支援金対象法人の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合
- (2) 支援金の申請日から5年以内に御嵩町から転出した場合
- (3) 支援金の申請日から3年以内に支援金対象法人を辞した場合
- (4) 居住、就業の実態がないことが明らかになった場合
- (5) 岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合

(令3訓令甲30・一部改正)

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(令3訓令甲30・一部改正)

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年訓令甲第30号)

この訓令は、公布の日から施行し、令和3年度分の予算に係る支援金から適用する。